

入札参加資格登録業者 各位
（「工事関係委託」ご登録の方）

会津若松市長 室井照平
（公印省略）

会津若松市最低制限価格取扱要領の一部改正について

このことについて、国発注業務における低入札価格調査基準の計算式の改定に準じ、下記のとおり会津若松市最低制限価格取扱要領を一部改正しましたので、お知らせいたします。

記

1 改正内容

本市発注工事関係委託業務の最低制限価格の算定基準に係る計算式の一部を次のように改めます。※ゴシック部分が改正点

<測量業務>

設定範囲：予定価格の 0.6～0.82

計算式： 直接測量費の額×1.00+測量調査費×1.00+諸経費の額×0.5

<土木設計業務>

設定範囲：予定価格の 0.6～0.81

計算式： 直接人件費の額×1.00+直接経費の額×1.00+その他原価の額×0.9+一般管理費等の額×0.5

<建築設計業務>

設定範囲：予定価格の 0.6～0.8

計算式： 直接人権費の額×1.00+特別経費×1.00+技術料等経費×0.6+諸経費の額×0.6

<地質設計業務>

設定範囲：予定価格の 2/3～0.85

計算式： 直接調査費の額×1.00+間接調査費の額×0.9+解析等調査業務費の額×0.8+諸経費の額×0.5

2 適用日

令和 6 年 4 月 15 日以降に入札公告を行う案件から適用します。

【事務担当】 総務部契約検査課入札契約グループ（電話：0242-39-1217）

※ なお、最低制限価格の決定にあたっては、これまでどおり、電子入札システム内で無作為に生成される数値（以下「ランダム係数」という。）を乗じて決定するものです（下記参照）。

- 1 工事関係委託（電子入札の対象案件に限る。）に係る最低制限価格の算定式
最低制限価格 = 最低制限価格算定基礎額（下記2参照） × ランダム係数

※ ランダム係数：電子入札システムにより、1.0000～1.0100 の範囲内で無作為に生成される数値。

- 2 最低制限価格算定基礎額の算定（令和6年4月15日以降に入札公告を行う案件～）

種別	算定式	設定範囲
測量業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接測量費 ×1.00 ・ 測量調査費 ×1.00 ・ 諸経費 ×0.50 	予定価格の0.6から 0.82÷1.0100 までの 範囲で設定
土木設計業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接人件費 ×1.00 ・ 直接経費 ×1.00 ・ その他原価 ×0.90 ・ 一般管理費等×0.50 	予定価格の0.6から 0.81 ÷1.0100 までの 範囲で設定
建築設計業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接人件費 ×1.00 ・ 特別経費 ×1.00 ・ 技術料等経費×0.60 ・ 諸経費 ×0.60 	予定価格の0.6から 0.8 ÷1.0100 までの 範囲で設定
地質調査業務 （測量業務、建築設計業務及び土木設計業務に当該業務が含まれる場合の算定に適用）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接調査費 ×1.00 ・ 間接調査費 ×0.90 ・ 解析等調査業務費 ×0.80 ・ 諸経費 ×0.50 	予定価格の 2/3 から 0.85 ÷1.0100 までの 範囲で設定